環境産業委員会会議録

1 期 日 令和元年7月1日(月)

2 会 場 第2委員会室

3 開会時刻 午前9時11分

4 閉会時刻 午前10時40分(休憩 5分)

5 出席者 委員長 山本裕三 副委員長 嶺岡 慎悟

 委員
 山本
 行男
 委員
 二村
 禮一

 委員
 鈴木
 久裕
 委員
 榛村
 航一

(当局側出席者) 都市建設部長、協働環境部長、産業経済部長

上下水道部長、所管課長(事務局出席者) 議事調査係 佐野勇人

6 審查事項

・議案第64号 令和元年度掛川市一般会計補正予算(第1号)について

第2条 歳入歳出予算の補正

歳入中 所管部分

歳出中 第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第8款 十木費

・議案第70号 浅羽地域湛水防除施設組合の解散について

・議案第71号 浅羽地域湛水防除施設組合の解散に伴う財産処分について

・陳情第1号 主要農作物の種子生産に係わる県条例の制定を求める意見書の提

出に関する陳情書

7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和元年7月1日

市議会議長 大石 勇 様

7 会議の概要

令和元年7月1日(月)午前9時11分から、第2委員会室において全委員出席のもと開催。

- 1)委員長あいさつ
- 2) 付託案件審查
 - ・議案第64号 令和元年度掛川市一般会計補正予算(第1号)について

第2条 歳入歳出予算の補正

歳入中 所管部分

歳出中 第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第8款 土木費

[農林課説明 9:13~9:16] [質 疑 9:16~9:23]

○山本裕三委員長

担当課の説明が終わった。質疑をお願いする。

○二村禮一委員

トマトの選別の機械、4億5,360万円の総事業費がかかり、掛川市は1,528万円ということだが、県と国の補助金はいくらか。

○高柳農林課長

国の補助金は約2分の1で、金額は1億9,950万円である。県の補助金は無し。夢咲農協管内の掛川市、菊川市、御前崎市の負担額は3,990万円である。掛川市は1,528万円、菊川市は1,688万円、御前崎市は774万円、3市の合計が3,990万円である。なお、均等割20%、面積割40%、戸数割40%という内訳であり、面積は全体で22.1~クタール、そのうち掛川市は12~クタール、菊川市は4.8~クタール、御前崎市は5.3~クタール。戸数は全体で70戸で、掛川市の栽培農家が36戸、菊川市19戸、御前崎市15戸という内訳になる。

〇二村禮一委員

後で、ペーパーで渡してほしい。

○山本行男委員

ため池の件。180のうち既にやった所と、まだこれからという所の数は。

○高柳農林課長

掛川市内のため池が228池。そのうち、防災重点ため池と指定されたのが180池。そのうち、耐震調査済が55池。今回の補正予算により8池の耐震調査等を実施する計画である。

○山本行男委員

既に工事が終わっている池についても、調査や工事は実施するのか。

○小林農林整備室長

耐震工事済みのものについては、工事は行わない。

○山本行男委員

228から180をひいたものは既に完了しているという意味か。

○小林農林整備室長

そういう意味ではない。180池は下流域に人家や避難所があったりするので、守っていかなくてはいけない防災重点ため池なので、壊れることがあってはならないというのが180池という

こと。その中で、耐震工事済みのものについては、耐震の調査をそのまま行うということではなく、調査を行って強度がないものについて補強工事を行っていくということ。

○嶺岡慎悟副委員

先ほどの二村委員の質問の追加であるが、菊川より掛川の方がだいぶ面積も戸数も大きいと 思うが、金額的には菊川の方が大きい理由は。

○高柳農林課長

今回のトマトの集出荷貯蔵施設整備事業ですが、この施設があるのが菊川市である。旧小笠町です。施設がある場所なので、面積、戸数割以外に、特別負担金というのを夢咲農協が求められていて、それが871万円である。特別負担金871万円が増加になっているので、掛川市より大きくなっている。

○山本裕三委員長

以上で質疑を終了する。

[お茶振興課説明9:23~9:24]

〔質 疑 9:24~9:26〕

○山本裕三委員長

担当課の説明が終わった。質疑をお願いする。

○山本行男委員

オープンの時に見させてもらったが、大変素晴らしい。 寄附80万円の出先はどこか。 寄附者は。

○二村お茶振興課長

JA掛川市である。

○鈴木久裕委員

お金の出し先、80万円が入ってくるので、一般財源分が減るということではなくて、出はも う確定した中で、受けて、ただ一般財源分を減らすということか。

○二村お茶振興課長 そのとおり。

○鈴木久裕委員

それは今回出さないのか。80万円は当初で行くのか。

○二村お茶振興課長

前年度の補正で組んでいる。

[観光・シティプロモーション課説明 9:26~9:28]

[質 疑 9:28~9:32]

○山本裕三委員長

担当課の説明が終わった。質疑をお願いする。

○二村禮一委員

オープンテラスができてから、大変増えていると伺ったが、できる前とどれくらい差があるか。

○岡田産業経済部参与

昨年度、同じ6月で1813人。約4倍である。

○山本裕三委員長

本当に混雑の中、無事にトラブルもなく運営していただき安心している。ありがとうございます。この先はどういう計画か。

○岡田産業経済部参与

今後の送迎方法については、委託先の茶文字の里東山と交通手段について検討していきたい。 市でもさらに他の方法がないか、グリーンスローモビリティも含めて検討していく。

○二村禮一委員

山頂の食堂は、前に比べて利益をあげているのか。

○岡田産業経済部参与

登頂者の3分の1は寄ってくれている。茶草場テラスランチ、栗ヶ岳カレー、お茶、抹茶氷 アイス等、だいぶ売れているようだ。

○鈴木久裕委員

委託先との契約関係、公園管理の部分と行政側が貸し付ける部分とはしっかりと分けるようにしないとよくないと思うので、その点検討をお願いしたい。今回の委託に係わる流用の手続きはしっかりしているのか。

○岡田産業経済部参与

3目の観光振興費の観光施設整備管理費の13節の委託料をもって対応するということで、返納単価契約を結んでいるので、この補正予算が議決した後で充当していく。

○山本裕三委員長

以上で質疑を終了する。

[都市政策課説明 9:32~9:35]

[質 疑 9:35~9:46]

○山本裕三委員長

担当課の説明が終わった。質疑をお願いする。

○鈴木久裕委員

補正の前後で実施する件数の予定は変わったのか。

○森長都市政策課長

全体では当初の計画通り58件を予定している。件数は変わらないが、1件あたりの金額が増加したことによる補正である。

○二村禮一委員

58件というのは、希望者された方が全てできるということか。

○森長都市政策課長

平成30年度は63件であった。58件の今回補正でとらせてもらう部分は1件あたりのマックスの金額で計算している。なので、実際のブロック積みの延長が短ければ、補助金額は少なくなる。58件分マックスでとってあるので、件数的には余裕があると考えている。

○山本裕三委員長

私もブロック塀のことに関して、地元の方から要望があったのでご紹介をしたのだが、結構 複雑であった。申請等含めて、業者が説明してくれるのか。私も資料を取り寄せて読んだがよ く分からなかった。

○森長都市政策課長

パンフレットを作成しているが、なかなかよくわからない。かみ砕いて書く必要がある。業

者の方には説明をしてあり、業者の方から申請が出てきて、それをチェックするような形である。申請があった時点で「お宅については申請額はいくら分だよ。補助がいくら出るよ」という回答はしている。避難路沿道等と書いてあるが、緊急輸送路、通学路、学校の周り、広域避難所の周りの道もそうで、一般の方にはどこまで該当になるかというのが分からない部分があると思うので、もう少しPRの方法を考えたい。

○山本裕三委員長

複雑なので、業者に主導して申請してもらうしか方法はないと思う。あれをかみ砕いて書く方法はあんまりないのかなと思う。

○二村禮一委員

説明があったように避難路のブロック塀は撤去してもらうのだが、市としては、そこにまた ブロックをやるのではなくて、槙のような環境に優しい樹木を植えてもらうというようなこ とは進めているのか。

○森長都市政策課長

ブロック塀を撤去される方で、もう一度ブロック塀をやる方はほとんどいない。実際にはフェンス。緑化をする方もいるが、基本的にはフェンスにかえていただいている。緑化を推進するということより、防災の安全面を考えて推進している。

○山本裕三委員長

県の補助金で植木の緑化の補助のようなものが始まったという話があったと思う。お茶振興 課でも茶の木のPRを良くしているので、それを活用できないか。

○森長都市政策課長

11ページを見て頂くと、ブロック塀等の改善事業の説明欄に緑化と書いてある所と書いていない所がある。緑化があると書いてある所は、緑化を推進するという目的で県費補助が出ている。緑化せずにフェンスでやる方が大多数を占めるので、緑化あるなしにかかわらず、市で上乗せして同一の補助金額となるようにしている。

○山本行男委員

他人様の家で、近所に住んでいる人から「あの家危ないね」という相談があったが、個人の所有物なので、そのお宅が「危ないとか、今回補助金があるからやろう」という意識がない場合はどうするのか。実際、持ち主の判断で今回こういうのがあるからやりたいねということになる。危ないということは、周りからは言いにくい。その対策は練っているか。大阪で可哀想な事件があったし、最近も地震でブロック塀が崩れたというニュースがあったが、こういうことをやってもなかなか改善されない。個人が所有していて、その人達が危ないという意識の中で動いてくれなければ、人からは言えない部分がある。例えば、自治会の方から「地元からそういう声があるから協力をお願い」とかできないものか。

○森長都市政策課長

個人の所有物であり、市が積極的にやってくださいと言っても、実際には補助をするだけで自己負担が発生するため難しい。危ないものについてはPRしていく。補助と言っても、ブロック塀が80cm以上、基礎を除いて3段以上あるものが危険であるということで条件としている。低いブロック塀でも補助が出るということではない。

○榛村航一委員

避難路沿道等で修繕が必要と思われる所は市としては把握していて、本当にやらないといけない所を把握しているか。

○森長都市政策課長

現場を一件、一件を見に行ったわけではないので、図上でということになるが、緊急輸送路のみでブロック塀が現状4.6キロメートル位あるのではないかと想定。4.6キロのうち、昨年1年間で改修されたのが、425メートル。9%位は改善されたのかなと思っている。

○山本裕三委員長

以上で質疑を終了する。

〔委員間討議 9:47~9:57〕

○山本行男委員

ブロック塀の撤去については、個人の所有と言いながらも、もう少し踏み込んで何かできないか。ブロックが崩れて道路側にガラガラときた場合の撤去費用は県や市で出す訳でしょう。であるならば、やるやらないはともかく、事前に所有者の方にもう少し踏み込んでできないか。この制度がずっと続くとは思わないので、お金の負担が若干あるにしても、こういう制度は活用した方がいい。こういう制度をもう少し活用できるような形。心配しているのは、このままいって、また地震があった時に、どかんと崩れて、あの時やっておけば良かったとなりかねない。せっかくある制度をもっとうまく活用できないかと個人的には思う。

○嶺岡慎悟副委員長

土方の例を出すと、私も心配していた入山瀬の通学路の工事を先週、2件同時にやった。それは、去年の区長会でも話が出ていて、このとおりで少し危ないというのが話が出ていて、区長から依頼を出した。やはり直接言うのはなかなか言いづらいところで、1件1件市がやるよりも、区長会をうまく通しながらやるのが1番良い方策なのではないか。

○二村禮一委員

当然そうしていかなくてはならないと思うが、そのようにしてやるとなったときに、また補正予算を組まないといけない。その点は、どのように考えるか。

○山本行男委員

やるべきことをやっておかないと、後々大変なことになってしまうので補正を組んででもやるべき。

○山本裕三委員長

防災の条例もでき、その中で市民の方々も自分たちの防災意識を高めて行動に移してくださいというようなことも書いてあるので、タイミングとしてはありなのでは。地域の安心安全を自分たちの意識で守るという内容も入っているので、タイミングとしてはありなのではないか。そうでないと、このまましぼんでしまう。

○鈴木久裕委員

緊急輸送路については、全体で把握して4.6キロということだが、避難路とか通学路とかそれ れ、位置づけごとにどのくらいの需要があるのか、必要箇所があるのかを把握してそれぞ れ重さに応じて、きちんと推進していくべき。

○二村禮一委員

この委員会としては、補正予算を組んででも早くやってしまうという考えでいいのか。

○山本行男委員

その通りだと思う。全市みればまだ、全然そういうところまでいっていない。誰があの家にいうだとかという話になる。なので、地域の中でどうするかという環境づくり。区長会でそういう話が出ているが、こういう制度があってというような簡単な説明文をつくってお金がかかってしまが、今だったらこの制度でできると。また、例えば、区の予算を利用して区が独自で協力できないか。

○榛村航一委員

どこが危険場所かは調査をすべき。国の制度に合わせて計画的に、こちらからアプローチもある程度必要。また、個人だと補助率が2/3なので、最後の1/3はまち協でやるので、負担もゼロとなれば、さらに進んでいくのでは。

○山本裕三委員

当委員会としては、能動的に推し進めていくということでよろしいか。

「はいとの声有り〕

[討論]

なし (なしの声あり)

[採決]

議案第64号 令和元年度掛川市一般会計補正予算(第1号)について 全会一致にて原案とおり可決

- ・議案第70号 浅羽地域湛水防除施設組合の解散について
- ・議案第71号 浅羽地域湛水防除施設組合の解散に伴う財産処分について

[農林課説明 9:58~10:05] [質 疑 10:05~10:12]

○山本裕三委員長

担当課の説明が終わった。質疑をお願いする。

○鈴木久裕委員

掛川市の受益分が、84.6%で袋井市分が15.4%ということで、その受益のところに対して、 袋井市の受益の分は掛川市にまかせるということか。

○高柳農林課長

今進めている事務委託方式では、受益面積の多い市の方へ事務委託方式で委託をしてもらう。 今回大須賀排水機場については、掛川市の方が受益が84%以上ということで掛川市の方に事 務委託をすることで現在進めている。

○鈴木久裕委員

組合は解散するが、袋井市から湛水防除に係る事務は受託するのか。

○高柳農林課長

大須賀排水機場については、袋井市と掛川市、前川排水機場については、磐田市と袋井市。 前川排水機場については補助金返還の関係もあり、令和4年に撤去する予定。大須賀排水機 場については、掛川市の約84%、袋井市が約15%。その割合に伴う負担金という形で納入を していただいて、事務委託を進めていく。

○二村禮一委員

去年台風被害を受けた排水ポンプの工事は終わったのか。

○高柳農林課長

昨年の台風24号の停電の影響で水没してしまった大須賀第2排水機場。今修繕工事をしていて、10月末に完了する予定。

○嶺岡慎悟委員

解散に伴い、掛川市の負担額は増えるのか。

○高柳農林課長

まだ、試算が終わっていないので、細かい金額は出せないが、大須賀排水機場の分が掛川市が事務委託を受けて行う形になるので今までの負担金よりも経費は上がると推定している。

○榛村航一委員

解散の理由は。

○高柳農林課長

磐田の前川排水機場が必要ないということになった。大須賀排水機場は袋井市と掛川市。廃止される予定の前川排水機場については、袋井市と磐田市。そうすると、磐田市、袋井市、掛川市で構成する一部事務組合の構成は必要がないというのが今回の解散の一番の理由である。

○鈴木久裕委員

維持費が解散前より高くなるのであれば、今解散でなくても前川排水機場が廃止されるときでもいいのでは。

○高柳農林課長

確かに令和4年に磐田の前川排水機場が廃止になるが、実質的には、袋井市に掛川市と磐田 市が事務委託しているようなものであるということから。

○山本裕三委員長

以上で質疑を終了する。

〔委員間討議〕

なし (なしの声あり)

[討論]

なし (なしの声あり)

[採 決]

議案第70号 浅羽地域湛水防除施設組合の解散について 議案第71号 浅羽地域湛水防除施設組合の解散に伴う財産処分について 全会一致にて原案とおり可決

[休 憩 10:13~10:18]

・陳情第1号 主要農作物の種子生産に係わる県条例の制定を求める意見書の提出 に関する陳情書

〔委員間討議 10:18~10:39〕

○山本裕三委員長

委員間討議をお願いする。

○山本裕三委員長

陳情者の言っていることも事実とは思うが、少し片方からのご意見が中心。両側面から見ている意見書ではないが、言っていること、危惧していることは事実。資料もかなり渡しているので、掛川にはサカタのタネもあるし、農協の意見等も少し調査研究をして議論を深めていく方がいいのかなと現時点では思っている。

○鈴木久裕委員

私は採択すべきだと思う。委員長がおっしゃられたように時期の問題はあるが、内容的には 非常に重要なことだと思う。あと、榛村委員にお聞きしたいと思ったのは、森林経営管理法が できて、企業に委託すると国有林の経営、伐採ができるようになるよね。あの法律、植林や再 生産の義務なしで委託できるとなっていると、一連の流れの中で大きい企業に国の財産を売り 渡すのだから、売国的な一連の中の動きかなと思っていたが、あのへんはどうなのか。

○榛村航一委員

再造林の義務は一応ある。ただ、どこまで強制力があるかというような法律。外国資本が入ってくる種子法の所までの危機感は感じていない。森林組合という大きなしっかりした組織があるので、そこが再造林なしに国有林をばんばん皆伐していくということはありえない。

○鈴木久裕委員

それは地域に根ざした森林組合だからだけど、まず利潤を中心に考えれば、森林組合とどこか外国とか、どこか儲けたい所が入札した時に、当然森林組合は再造林とか色々考えるともうちょっと安くしてもらわないと入れない。大きい会社等ははなから切りっぱなしでいいと裏で考えれば高く入れてもいいとなる。あれは当然、森林組合だけを想定している訳でなく、大きい会社、外国資本も想定しているので、地域に根ざしたちゃんとした森林組合がそんな無謀なことをするはずないというのは当然のことだが、資本の論理だけで動く所についてはそういう恐れもあるということを関連して申し上げた。

○山本裕三委員長

冒頭、道徳と経済のバランスの話をした。水道の民営化など色々な動きが出てくる中で、種子法がある事によって何か妨げられてきた経済性ということがあるかもしれない。そういう観点からも調べないといけないと思っている。関係機関にもヒアリングをして、考えていくべきかなと思う。

○二村禮一委員

種子法に替わる静岡県独自の条例を制定するような意見書の提出を求めるということだが、独自の条例を制定するとなると、ある程度調査研究しないととてもそこまでは行き着かない。 継続して頂ければありがたい。

○鈴木久裕委員

独自の条例というのは、種子法に替わるもので県が歳入目についてしっかり今まで通りに、 法律に基づいてではなく、県の条例に基づいてしっかりやる。原種まではきちんと県が責任を もってやるという条例と言うことで、県はそういうひな形を持っていると思うので、我々はそ の中まで考える必要はない。

○山本裕三委員長

9県。今、種子法の条例については、山形、埼玉、新潟、富山、兵庫、北海道、岐阜、福井、宮崎。年内に制定予定が、長野、滋賀、宮城、鳥取ということ。制定している所もある。県議会の状況は、様子見をしている。県議会でも議論があがっている。農業県でもあるので、想定はしているが、各種団体の状況を見つつ状況を見ているということであった。これをお出しになった磐田市が不採択にしていて、菊川市が継続審査。大切なことであるのは変わらないし、今後の日本の農業、日本の形をどうしていくかの一端を担うことであるので、結論を先延ばしすると言うことではなく、ちゃんと議論をしましょうというところで継続審査をしたいと思いますが。

○鈴木久裕委員

いつ頃までに結論を。

○山本裕三委員長

7月中位には関係の団体、農協と種会社に。

○榛村航一委員

できれば、県も。県のスタンスを知りたい。付帯決議がついているものなので、県がどういうスタンスなのかをヒアリングした方がいい。

○佐野議事調査係主事

事前に県には調べさせて頂き、配付した資料に入れさせてもらったが、県としては今現在要綱を作っており、それで対応をしているため、すぐに条例を作るつもりはないとのこと。同じ質問を県会議員の佐野愛子議員が一般質問でされていて、その回答も同じような回答であった。県の対応はそのように聞いている。

○山本裕三委員長

資料で頂く情報ももちろんだが、温度感を感じることもあると思うので、今後の中で。書面だとどうしても堅くなるので、行く可能性があれば行ってみてもいい。今後の地域社会を含めて、日本を含めて大事な話なので、これを出したからすぐどうこうなるかというのは別として、市議会のスタンスに関わってくるので、慎重に。

○山本行男委員

種子法の廃止というのを知らなかった議員もたくさんいる。種は大事なことだが、まだ良く 分からない部分もある。読むとその通りだなと思う部分もあるし、違った見方もあると思う。 色々な考え方があるので、専門の人たちの声を聞くのも大事。継続して要所要所で行ってやっ ていくことに賛成する。

○佐野議事調査係主事

継続審査の期限は次期定例会までとなっている。意見書を提出する場合には、本会議にかけるので、次の定例会で意見書を出すことになる。

○山本裕三委員長

7月中には話を聞きに行く。

○鈴木久裕委員

さっきの県をどうするかということだが、要綱で対応するということだけど、やっぱり一応 県にも話を。

○山本裕三委員長

その要綱がどの程度の効力があるのか、こういう心配の声が出ているということはお伝えしたい。

○榛村航一委員 農林事務所は。中遠農林は。

- ○鈴木久裕委員原種農場は今どこか。
- ○嶺岡慎悟副委員長 今、磐田。
- ○鈴木久裕委員磐田の現場で聞くのも。
- ○山本裕三委員長 試験場の方に聞くのも。

○榛村航一委員

ここがいい。実際にやっているところだから。種の研究。現場と事務方でも違うこともありえる。

○山本裕三委員長

試験場に行けば、その人達は守っていきたいと言う気持ちか。

○鈴木久裕委員

両方聞いてみても。でも、現場は大事だと思う。

- ○榛村航一委員 農業試験場、いいと思う。
- ○佐野議事調査係主事 県の事務方の担当者と話した場合には、これ以上の資料はないと思う。
- ○鈴木久裕委員研究所ではどういう業務をやっているか、勉強してもいいと思う。
- ○山本裕三委員長

確認します。両農協。サカタのタネ。農業試験場のお話を7月、8月で、9月には結論を出しましょう。継続審査します。よろしいでしょうか

○山本裕三委員長以上で協議を終了する。

〔討論〕

なし (なしの声あり)

[採 決]

陳情第1号 主要農作物の種子生産に係わる県条例の制定を求める意見書の提出 に関する陳情書については

全会一致にて継続審査

- 3) その他
- 4) 閉会 10:40